

答弁書第一号

内閣參甲第一九七号

昭和二十三年十一月十日

内閣總理大臣 吉田茂

茂

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員板野勝次君提出事業所得に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出の事業所得に関する質問に対する答弁書

一、清涼飲料水業者の事業所得の査定については、所得税法の規定により適実な所得計算を行ふよう努めている。

二、所得計算を行う場合は、收入金額及び必要経費とも実際の金額によつてゐるから、(公)價格割れを(公)價格で計算したため過重となるようなことはない。

三、質問のような事実はない。

四、質問事項中現に纏つてゐる計数は、次のとおりである。

清涼飲料税課税石数等調

財務局名	昭和二十一年度		昭和二十ニ年度(自三月 至九月)	
	課税石数	手持品	課税石数	手持品
東京	五三、六七三	一四九	四五、三五七	(昭一二二、三 末日現在)一四〇
大阪	七〇、八〇七	三三三	五五、五四四	三〇〇
阪	一四九	一九二	一四〇	一一〇

札仙名	幌台古	三、四二四	一六	四、五九四	一〇
廣島	屋島	五、一八五	一四六	五、五〇二	五三
高松	本	三七、〇二〇	九七	二四、二二九	一四二
熊本	計	二九、七七六	九八	二三、七七五	一四四
		二二、〇〇六	五四	二三〇	一四五
		二二、〇〇六	七〇二	二二〇	五九
		二二、〇〇六	一八	二二〇	八六〇
		二二、〇〇六	二〇七	二二〇	
		二二、〇〇六	一九一、八〇八	一、三〇六	
		二二、〇〇六	一、〇一四	一、三〇六	
		二二、〇〇六	二三〇、三四四	一、〇一四	
		二二、〇〇六	二二、〇〇六	二二、〇〇六	

備考 本表は、課稅石数であるが、生産石数はこの石数により大体推計せられるのでこれを提出する。